



医政発 0330 第 32 号
平成 28 年 3 月 30 日

各 都 道 府 県 知 事 殿

厚生労働省医政局長
(公印省略)

研修医のための研修施設整備事業実施要綱等の一部改正について

標記について、下記の実施要綱の一部を別添新旧対照表のとおり改正し、平成 28 年 4 月 1 日から適用することとしたので通知する。

記

- 1 平成 6 年 6 月 23 日付け厚生省健康政策局長通知「研修医のための研修施設整備事業の実施について」の別紙「研修医のための研修施設整備事業実施要綱」
- 2 平成 7 年 7 月 27 日付け厚生省健康政策局長通知「臨床研修病院研修施設整備事業の実施について」の別紙「臨床研修病院施設整備事業実施要綱」
- 3 平成 14 年 2 月 8 日付け厚生労働省医政局長通知「医師臨床研修病院研修医環境整備事業の実施について」の別紙「医師臨床研修病院研修医環境整備事業実施要綱」
- 4 平成 16 年 3 月 31 日付け厚生労働省医政局長通知「臨床研修病院支援システム設備整備事業の実施について」の別紙「臨床研修病院支援システム設備整備事業実施要綱」

臨床研修病院施設整備事業実施要綱

1 目的

この事業は、臨床研修をより効率的に実施するために臨床研修病院等において外来診療棟の拡充整備を促進し、臨床研修医の研修環境の充実を図ることを目的とする。

2 事業の実施主体

この事業の実施主体は、私立医科大学附属病院又は臨床研修病院の開設者（国、独立行政法人国立病院機構、国立高度専門医療研究センター、国立大学法人、公的医療機関の開設者及び地方独立行政法人を除く。）とする。

3 補助条件

臨床研修を実施している病院であって、次に掲げる病院部門の拡充整備を行うことにより、指導医による臨床研修医に対する指導がより効率的に行われるための研修環境を備える病院とする。

外来診療部門（内科、精神科、小児科、外科、整形外科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻咽喉科及び放射線科の診察室）

救急診療部門（診察室、処置室）

総合診療部門（総合外来診察室）

在宅医療部門（在宅医療指導管理室）

病歴管理室等